

事 務 連 絡
令和3年5月18日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐
(業 務 担 当)

家事使用人に対する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金事業の
取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金等」という。）は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要領3(1)により、一部の例外を除き、雇用される事業所において必要な労働保険の適用手続がなされていることを支給要件としています。

家事使用人については特別加入制度の対象となっているものの、労働保険の対象外とされているところ、家事使用人に対する休業支援金等の取扱いについては、下記に御留意の上、適切な取扱いを徹底されるようお願いいたします。

記

1 趣旨

休業支援金等の制度趣旨は雇用関係に基づき収入を得ていた者が、事業主に休業させられる一方で休業手当の支払いを受けられず、収入が得られない状況に対して支給するものであり、労働契約を締結して雇用関係にある労働者であれば家事使用人についても、休業支援金等の対象となり得るものとして整理するもの。

2 休業支援金等の適用及び審査

家事使用人は労働者災害補償保険法の対象外であることから、休業支援金等の支給要件である「労働保険の適用手続がなされていること」を法令上満たすことができない。そのため、暫定任意適用事業の整理を準用し、当該家事使用人について、勤務時間や賃金等を定めた明確な労働契約のもとに就労していることが証明できる書面において、実在の雇用主との間に労使関係があることが確認できる場合には対象とする。具体的には、支給要件確認書に加え、以下①～③について客観的資料により確認でき

る場合には支給対象とすること。

① 雇用の事実及び労働条件

労働条件通知書の記載事項のうち、雇用の継続や休業の事実を確認するため、少なくとも以下の事項全てが記載された書面により確認できること。

- ・ 雇入年月日
- ・ 契約期間
- ・ 就業の場所
- ・ 業務内容
- ・ 所定労働日、休日、所定労働時間、休憩等

② 賃金支払いの事実

休業前賃金及び休業期間中の賃金の支払等に関して、賃金台帳や給与明細等の賃金支払の実績を証する書面により確認できること。

③ 休業させた事実

勤務場所において出勤簿・カレンダー等により休業前の就業や休業の実績等の賃金の支払いの基礎となる記録を書面により確認できること。